

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-68 前部霧灯照射方向調節装置</b></p> <p><b>7-68-1 装備要件</b></p> <p>自動車には、7-68-2 の基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置を備えることができる。(保安基準第 33 条第 4 項関係)</p> <p><b>7-68-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 43 条第 3 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)</p> <p>① 前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。</p> <p>② 手動式の前部霧灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。</p> <p>この場合において、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに操作できる位置に操作装置が備えられておらず、かつ、審査時車両状態及び乗車状態又は積載状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p><b>7-68-3 欠番</b></p> <p><b>7-68-4 適用関係の整理</b></p> <p>なし。</p>	<p><b>8-68 前部霧灯照射方向調節装置</b></p> <p>[審査事項なし]</p>